

外国為替令 別表 項目別対比表（該非判定用）

技術内容：

©CISTEC

2017.01.07~2017.05.31 施行行政省令等対応（1/2）

6- (1) 輸出入貿易管理令別表第1の6の項の中欄に掲げる 貨物の設計又は製造に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第18条 [第1項] 外為令別表の6の項(1)の経済産業省令で定める 技術は、次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該 当 × 対象外 -		(省令第5条第 号)
一 第5条第二号ロ(三)若しくは二、第三号、第五号 若しくは次のいずれかに該当するものの設計又は製造 に必要な技術(プログラムを除く。)	[]	付表技術	(省令第5条第 号)
イ 旋削することができる工作機械であつて、輪郭 制御をすることができる軸数が2以上のものの うち、国際規格ISO230/2(2006)で 定める測定方法により測定した場合に、 いずれか1軸以上の直線軸の位置決め精度が 0.003ミリメートル以下のもの	[]		数値 ()
ロ フライス削りを行うことができる工作機械 であつて、次のいずれかに該当するもの (一) 輪郭制御をすることができる直線軸の数が 3つで、かつ、輪郭制御をすることができる 回転軸の数が1のものであつて、国際規格 ISO230/2(2006)で定める測定 方法により測定した場合に、 いずれか1軸以上の直線軸の位置決め精度が 0.003ミリメートル以下のもの	[]		数値 ()
(二) 第5条第二号ロ(二)1から3までのいずれかに 該当するものであつて、国際規格ISO230/2 (2006)で定める測定方法により測定した 場合に、いずれか1軸以上の直線軸の位置決め精度が 0.003ミリメートル以下のもの	[]	→5条	数値 () 数値 ()
三 前号に掲げるもののほか、第5条に該当する貨物 の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)	[]		(省令第5条第 号)
[解釈] 貨物等省令第18条第1項第一号に掲げる技術～、及び貨物等 省令第18条第1項第二号に掲げる技術(プログラムを除く。) 以下のいずれかに該当する貨物の設計、製造に係る 技術(プログラムを除く。)を除く。	《 》] 除外	
イ 研削することができる工作機械であつて、 位置決め精度に係る申告値が0.003ミリメートル を超えるもの(貨物等省令第5条第二号ハ(二) に該当するものを除く。)	《 》		数値 ()
ロ フライス削りを行うことができる工作機械であつて、 次のいずれかに該当するもの (貨物等省令第5条第二号ロ(四)に該当するものを除く。)	《 》		
(一) 輪郭制御をすることができる直線軸の数が3でかつ、 輪郭制御できる回転軸の数が1のものであつて、 直線軸の位置決め精度に係る申告値が 0.003ミリメートルを超えるもの	《 》		数値 () 数値 ()
(二) 輪郭制御をすることができる軸数が5以上のものであつて、 次のいずれにも該当しないもの。 (貨物等省令第5条第二号ロ(二)4に該当するものを除く。)	《 》		数値 () 数値 ()
1 移動量が1メートル未満の直線軸のうち、 いずれか1軸以上の直線軸の位置決め精度に係る申告値が 0.003ミリメートル以下のもの	《 》	除外の除外	(軸： m・ mm) (軸： m・ mm) (軸： m・ mm)
2 移動量が1メートル以上2メートル未満の直線軸のうち、 いずれか1軸以上の直線軸の位置決め精度に係る申告値が 0.0045ミリメートル以下のもの	《 》	除外の除外	(軸： m・ mm) (軸： m・ mm) (軸： m・ mm)
3 移動量が2メートル以上の直線軸のうち、ミリメートルで 表したいずれか1軸以上の直線軸の位置決め精度に係る申告値 が、次に掲げる式により算出した数値以下のもの $0.0045 + 0.007 \times (L - 2)$ ミリメートル (Lはメートルで表した直線軸の移動量)	《 》	除外の除外	(軸： m・ mm) (軸： m・ mm) (軸： m・ mm)
(三) ジグ中ぐり盤であつて、いずれか1軸以上の直線軸の 位置決め精度に係る申告値が0.003ミリメートルを超えるもの	《 》		数値 ()
ハ 旋削することができる工作機械であつて、 位置決め精度に係る申告値が0.003ミリメートルを超えるもの	《 》		数値 ()

外国為替令 別表 項目別対比表（該非判定用）

©CISTEC

2017.01.07～2017.05.31 施行行政省令等対応（2/2）

6-(1) 輸出入管理令別表第1の6の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	判定欄	注 釈	記 入 欄	
[省令] 第18条 [第1項] 外為令別表の6の項(1)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -			
三 第一号イ若しくはロ、第5条第二号ロ(三) 若しくは二、第三号若しくは第五号に該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)	【 】	付表技術	(省令第5条第 号)	
四 前号に掲げるもののほか、第5条に該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)	【 】		(省令第5条第 号)	
作成責任者：(作成年月日： 年 月 日) 会 社 名 _____ 所 属 ・ 役 職 _____ (フリガナ) 氏 名 _____ 印 電 話 _____		判定結果	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
		該当項番 ① 外為令別表の項番 [] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [] []		